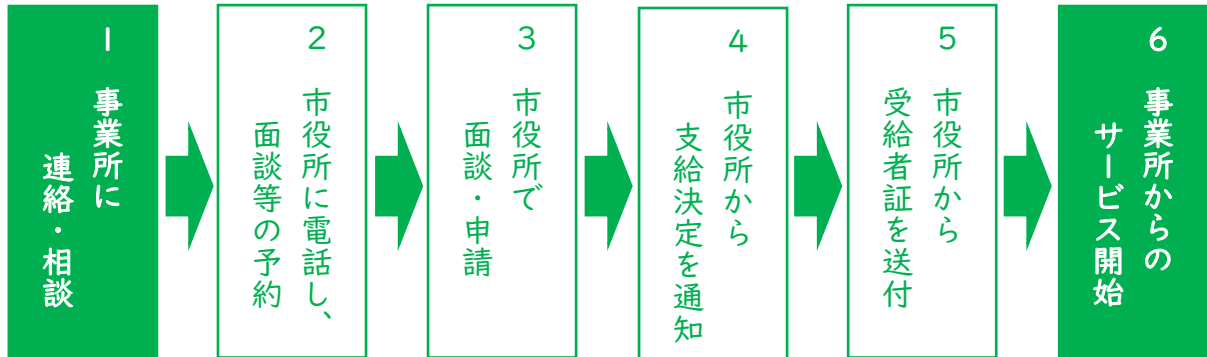


児童通所支援サービスの手続きの流れ

2024.04.01

◆ サービスを受けるためには、次の順番で手続きをしてください。



- 1 利用したい事業所に通所希望日数を連絡し、サービスの利用が可能かどうか相談してください。
- 2 市役所（障害福祉課）に電話して、面談・申請を予約してください
- 3 市役所（障害福祉課）で、面談を行います。その際、申請書類等も提出してください。
地区担当員が、保護者、児童の方から生活面や障害の状況等について聞き取り調査を行います。
なお、申請の際、提出していただく書類は次の通りです。
 - 障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（第1号様式）
 - 負担上限額・世帯状況等申告書（第24号様式）
 - サービス等利用計画案（計画相談支援事業所またはご自身で作成する「セルフプラン」）
計画相談支援事業所に計画案の作成を依頼したときは、以下の書類も提出してください。
 - 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書（兼）相談支援依頼（変更）届出書
 - 各種手帳（身体障害者手帳、東京都療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳）または、療育の必要性が具体的に分かる※医師診断書ないし医師意見書（申請日から3か月以内）
※「診断書等の記載内容について（障害児通所支援）」記載の必要事項を確認してください。
- 4 サービス等利用計画案の内容、介護者の状況、サービスの利用意向等を勘案して決定し、通知します。
- 5 支給決定後2週間程度で、サービスの利用に必要な児童通所受給者証を発行し、送付します。
受給者証が届く前からサービスを利用することも可能です。その場合は、受給者証が届き次第、契約事業者を受給者証の内容を提示してください。
- 6 児童通所受給者証がお手元に届きましたら、事業者と契約し、サービスの利用を開始してください。

【受給者証の更新】

児童通所支援サービスは、毎年更新の手続きが必要です。更新方法、提出書類は、サービスの有効期限の1か月半ほど前に、ご案内文をご自宅に送付いたしますので、そちらをご確認ください。

利用者負担の仕組みと軽減措置

◆月額負担上限額

原則、サービス利用料の1割が自己負担額になりますが、世帯の収入に応じて、1か月当たりの負担上限額を設定します。(所得等に配慮した応能負担とされています。)

▶所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
障害児（施設に入所する18, 19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

区 分	世帯の収入状況		負担上限月額	児童発達支援 食材料費※2
生活保護	生活保護受給世帯		0円	2,860円
低所得	市民税非課税世帯		0円	2,860円
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万円未満) ※1	通所施設、ホームヘルプ 利用の場合	4,600円	5,060円
		入所施設利用の場合	9,300円	—
一般2	上記以外		37,200円	11,660円 ※軽減なし

※1：収入がおおむね890万円以下の世帯が対象です。

※2：月23日利用の場合。なお、実際の食材料費は施設により設定されます。

※3：児童発達支援事業所の医療費分については上記負担上限月額の対象外です。

障害児通所施設（未就学児）の利用者負担の無償化

小学校入学前の未就学児が①児童発達支援、②居宅訪問型児童発達支援、③保育所等訪問支援を利用する場合に、サービス利用料が無償化される制度です。

※医療費や食材料費等の実費負担は別途事業所へのお支払いが必要です。

【0歳～2歳（4月1日時点の年齢）の『第2子以降の児童』の無償化 : 都制度】

- ① 東京都福祉局のホームページを確認し、必ず事前に東京都に申請してください。
- ② 児童発達支援事業所等を利用した場合、受給者証に記載の負担上限額（1割部分）までの利用料をいったん事業所にお支払いください。
- ③ いったん事業所にお支払いされた利用者負担額と同額が、後日、東京都からご指定の口座に振り込まれます。

【3歳～5歳（4月1日時点の年齢）の児童の無償化 : 国制度】

- ① 更新手続の際に、受給者証に「無償化対象」、「無償化対象期間」を市役所で記載します。
- ② 事業所から保護者へのサービス利用料の請求はありません。